

役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉美福祉会の常勤役員の退職金等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう常勤役員とは、理事及び監事のうち、法人のために週2日以上活動する常勤の役員をいう。

(退職金の支給対象)

第3条 常勤役員が退任した場合には、その者（本人が死亡した時はその遺族）に対し退職金を支給する。

- 2 常勤役員のうち職員兼務役員については職員退職金規程に拠るものとし、本規定を採用しない。
- 3 常勤役員以外の役員の退職金等については、別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に基づき支給する。

(常勤役員の退職金の額)

第4条 前条における常勤役員の退職金は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出した額を合計して得た額とし、評議員会の承認を経て決定する。

退任時最終月額報酬×在任年数×係数

役位	係数
理事長	3.0
理事等	1.0～2.0

- 2 前項により計算した常勤役員の退職金は別表1の金額を支給上限として、評議員会の承認を得て決定する。

(役位別在任年数)

第5条 役位別在任年数は、1ヵ年を単位とし、端数は月割とする。

- 2 常勤役員の在任期間のうち、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済事業加入期間が

ある場合は、その期間を在任年数から除くものとする。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、令和4年3月24日より適用する

別表1 常勤役員の退職金

退任時の役職	算出方法	上限額
理事長	退任時最終月額報酬×在任年数×係	3000万円
理事等	数	2500万円